平成２３年（フ）第１７０号
香川県高松市木太町1059番地
債務者　武本かがり
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７２号
北海道苫小牧市矢代町２丁目13番９号　ＪＫ１　201
債務者　赤坂　　洋
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８１号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番４号　ワンルーム八巻203号
債務者　中澤　宏悦
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５３号
山口県周南市花陽２丁目１番23号コーポあけぼの102号、前住所山口県山陽小野田市大字丸河内959番地27
債務者　生駒　　実
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２６１号
仙台市青葉区二日町17番６―402号
債務者　紺野　明子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
仙台市若林区伊在字白山前45番地　ミルトニアハクサン101
債務者　渡邊　祐市
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
仙台市泉区南光台２丁目14番47号　コスモハイツ旭ケ丘106、申立時の住所仙台市泉区上谷刈３丁目13番13号　コートアイランドＥ―１
債務者　鈴木　　俊
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
仙台市泉区南光台２丁目14番47号　コスモハイツ旭ケ丘106、申立時の住所仙台市泉区上谷刈３丁目13番13号　コートアイランドＥ―１
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　尾崎団地Ａ６棟615
債務者　鈴村　利和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　尾崎団地Ａ６棟615
債務者　鈴村　千鶴
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５号
岐阜県羽島市竹鼻町118番地　ファミーユ・Ｔ２　Ａ―１号室
債務者　佐野裕美子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８号
岐阜県瑞穂市穂積87番地１
債務者　杉山　昌代
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀201番地３、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2445番地１
債務者　大屋　綱紀
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀201番地３、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2445番地１
債務者　大屋　真弓
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２８８号
神戸市長田区二葉町５丁目１番１―617号
債務者　石井　浩史
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９７号
神戸市灘区青谷町４丁目７番11号　菊水荘３号、従前の住所神戸市兵庫区上祇園町10番16号
債務者　星衛　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部